

2019年7月17日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
問合せ先 広報室長 外川 義治
電 話 03-3245-4500

訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が、2015年12月15日に大王製紙株式会社（以下「大王製紙」といいます。）の取締役13名（当時）に対して提起した損害賠償請求訴訟について、下記のとおり東京高等裁判所による判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 判決年月日 2019年7月17日

2. 訴訟の経緯

大王製紙は、2015年9月1日に2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「本件発行」といいます。）を決議し、その公表により同社の株価は26.8%下落し、時価総額も約572億円減少する事態を招きました。そのため、筆頭株主として当社は本件発行について再検討や撤回等を再三要請いたしましたが、大王製紙の取締役らは本件発行について再検討も撤回等もせず、本件発行を強行しました。その結果、当社は、その保有する大王製紙株式の価値が著しく毀損されるという損害を被ったことから、大王製紙の取締役らに対し、会社法429条1項等に基づき、本件発行によって被った損害として88億0145万3344円の賠償を求め、2015年12月15日に東京地方裁判所に民事訴訟を提起しましたが、2018年9月20日に当社の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。当社は、当該判決に到底承服できないため、2018年10月4日に東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。

3. 判決の内容

(1) 主文

- ・ 本件控訴をいずれも棄却する。
- ・ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 裁判所の認定について

東京高等裁判所は、以下のとおり、大王製紙経営陣に不適切な判断があったことなどを認定いたしました。

- ① 大王製紙が取得した株式会社ブルータス・コンサルティングの評価書における新株予約権の価値算定手法の経済合理性には疑問を抱かざるを得ず、算定された新株予約権の理論価値の合理性にも疑問がある。
- ② 本件発行の目的として、大王製紙の経営陣が当社の保有する大王製紙株式の持株比率を低下させたいという思いを持っていたことは否定しがたい。また、あわよくば当社の大王製紙株式の持株比率を 20%以下にしたいという思いを有していたこともうかがえる。
- ③ 本件発行に先立ち、当社が、本件発行が有利発行に当たる疑いがあると指摘したことは相応の合理性を有するものである。大王製紙経営陣は当社からの説明ないし本件発行の撤回を含めた再検討等を頑なに拒否した上、同社取締役会で本件発行を撤回する議案を否決し、本件発行を強行した判断には適切さを欠く面があった。

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容をさらに検討した上で決定いたします。

以上